

平成 18 年度から平成 22 年度に貸付決定を受けた方に適用となる制度

- ・ 特定施設等
  - (1) 岩手県内にある次の医療機関や施設
    - ア 病床数が 200 床未満の病院
    - イ 病床数のうち精神病床が 80%以上を占める病院
    - ウ 65 歳以上の患者の入院比率が 60%以上の病院であって、規則で定める病院以外の病院
    - エ 診療所
    - オ 重症心身障害児施設
    - カ 児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの
    - キ 母子健康センター（助産師に限る。）
    - ク 地域保健法第 21 条第 2 項第 1 号に規定する特定町村
    - ケ 介護老人保健施設
    - コ 訪問看護ステーション（県内医療機関で 3 年以上実務経験がある方に限る。）
    - サ 介護予防訪問看護ステーション
  - (2) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号に規定する施設

※ 病院における病床数等の判定は、その病院に就職した時点で判断します。

- ・ 返還
  - 卒業した翌年度から、貸付けを受けた期間と同期間内に返還
  - ただし、卒業と同時に看護師等の免許を取得し、卒業後すぐに上記特定施設等に就職した場合などは返還が猶予されます。

- ・ 利息
  - 無利息
  - ただし、納入計画から遅延した場合は遅延利息（年 14.5%）が発生します。

- ・ 免除
  - 卒業と同時に看護師等の免許を取得し、卒業後すぐに上記特定施設等に就職し、5 年間継続して勤務すると返還が免除されます。